



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 フ ィ ー ル ズ 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 繁 松 徹 也
 (コード番号：2767 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 コーポレート コミュニケーション室長 畑 中 英 昭
 (電話 03-5784-2111 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 28 回定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の強化、充実を図るため、現行定款第 21 条（代表取締役および役付取締役）に役付取締役として副会長職を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。

これに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

以上

<p>◆本件に関するご連絡先◆</p> <p>フィールズ株式会社 コーポレートコミュニケーション室</p> <p>〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号 渋谷ガーデンタワー</p> <p>電話番号：03-5784-2109 FAX 番号：03-5784-2119</p>
--